

警察情報通信設備・機器の整備等による災害対応力の強化(全国)

概要: 令和6年能登半島地震において、被災地の広範囲で携帯通信事業者の回線が不通となったが、警察無線通信システムは正常に機能したことで、被災者の救出救助等の各種警察活動の実施につながった。

対策名: 45 警察情報通信設備・機器の整備等に関する緊急対策<3か年緊急対策>【警察庁】

- 実施主体: 警察庁
- 事業概要: 災害時における警察通信設備の機能停止、機能低下を防止するため、全国警察において、警察無線通信システムを構成する設備・機器の更新を実施する。
- 事業費: 約663.8億円
(うち3か年緊急対策による事業費約290.8億円)
- 効果: 令和6年能登半島地震においては、被災地の広範囲で携帯通信事業者の回線が不通となったが、警察独自の「警察無線通信システム(IPR)」は正常に機能したことで、衛星携帯電話等の通信手段を持たない部隊と警察本部との唯一の通信手段として機能し、被災者の救出救助等の各種警察活動の実施につながった。



被災地の広範囲で携帯通信事業者の回線が不通

警察無線通信システム
(IPR)

部隊と警察本部との唯一の
通信手段として機能

被災者の救出救助等の各種警察活動の実施